鳥取県東部4町基幹相談支援センター運営業務委託に係る

公募型プロポーザル方式実施要綱

（趣旨）

第１条 この要綱は鳥取県東部4町基幹相談支援センター運営業務委託（以下「業務委託」という。）を実施するにあたり、受託者の選定について公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により選定するために必要な事項を定めるものとする。

（業務委託の履行場所）

第２条 原則鳥取県東部圏域に所在する岩美町、八頭町、智頭町、若桜町の4つの町（以下「鳥取県東部4町」という）を対象範囲とする。但し、対象範囲外に在住する者であっても、鳥取県東部4町が支援を行う者に対しては支援を行うものとする。

（業務委託の内容）

第３条 委託する業務内容は次に掲げる各号とする。

（１）総合的・専門的な相談支援の実施

・ 障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的な相談支援や専門的な相談支援の実施

（２）地域の相談支援体制の強化の取組

・ 地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導、助言

・ 地域の相談支援事業者の人材育成の支援（研修会の企画・運営、日常的な事例検討会の開催、サービス等利用計画の点検・評価等）

・ 地域の相談機関（相談支援事業者、身体障害者相談員、知的障害者相談員、民生委員、高齢者、児童、保健・医療、教育・就労等に関する各種の相談機関等）との連携強化の取組（連携会議の開催等）

（３）地域移行・地域定着の促進の取組

・ 障害者支援施設や精神科病院等への地域移行に向けた普及啓発

・ 地域生活を支えるための体制整備に係るコーディネート

（４）権利擁護・虐待の防止

・ 成年後見制度利用支援事業に関する普及啓発及び他機関連携

・ 障害者等に対する虐待を防止するための取組

（５）鳥取県東部4町障がい者地域生活支援協議会の事務局機能

・鳥取県東部4町が設置する鳥取県東部4町障がい者地域生活支援協議会の事務局運営

・上記業務内容に掲げる取組の実現に向けた地域作りの推進

（６）医療的ケア児等支援に関する取組

・医療的ケア児等の協議の場の運営に関すること

・医療的ケア児等コーディネイターとしての役割

（業務委託の期間）

第４条 業務委託の期間は、令和６年４月１日から令和９年３月３１日までとする。

（業務委託の上限額）

第５条 業務委託料の上限額については、年額１５,１３０千円とする。（いずれも消費税及び地方消費税相当額を含む額）

（プロポーザルの参加資格要件）

第６条 プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす法人となる。

（１）障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）第７７条の２第３項に規定する指定相談支援事業者であって、令和５年４月　１日時点で活動実績があること。

（２）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当する者でないこと。

（３）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更正手続開始の申立て、又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと等、経営が著しく不健全である者でないこと。

（４）鳥取県暴力団排除条例（平成２３年鳥取県条例第３号）に基づき、受託者として不適当であると認められる者でないこと。

（５）市町村税等の滞納がないこと。

（質問の受付）

第７条 参加事業者は、実施要綱及び提案書に係る質問を質問書（様式第３号）により行うことができる。

２ 前項の質問提出先は、いずれかの鳥取県東部4町の障がい福祉担当部署とする。

３ 鳥取県東部4町は、参加事業者からの第１項に規定する質問を受け付けた場合は、当該質問に対する回答を、質問者及びすべての対象事業者に回答するとともに、鳥取県東部4町各ホームページにおいても、質問事項及び回答内容を公表するものとする。

（審査委員会）

第８条 鳥取県東部4町は、プロポーザルにおける参加資格審査及び受託候補事業者の評価を行うため、鳥取県東部4町基幹相談支援センター運営業務委託業者審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置するものとする。

２ 審査委員会の組織、運営等については、別に定めるところによるものとする。

（プロポーザルの参加申込）

第９条 プロポーザルに参加申込を希望する事業者は、プロポーザル参加申込書（以下「参加申込書」という。）（様式第１号）に必要事項を記入のうえ、次の各号に掲げる書類を添付し、所定の期限までにいずれかの鳥取県東部4町の障がい福祉担当部署に提出しなければならない。

（１）役員等調書及び照会承諾書（様式第２号）

（２）履歴事項全部証明書

（３）法人の財務諸表（直近１年間分）

（４）指定相談支援事業所の指定通知の写し

（５）納税証明書（市町村税等に滞納のないことの証明）（写し可）

（参加資格審査及び資格結果の通知）

第１０条 審査委員会は、参加申込事業者から提出された参加申込書の記載内容及び添付書類を基に、参加申込事業者が満たすべきプロポーザルへの参加資格要件を審査する。

２ 鳥取県東部4町は、参加資格審査の結果、プロポーザルへの参加資格を有すると認められた参加申込者に対し通知し、プロポーザルへの参加を要請するものとする。

３ 鳥取県東部4町は、参加資格審査の結果、プロポーザルへの参加資格を有すると認められなかった場合は、その旨を通知するものとする。

（業務委託提案書等の提出について）

第１１条 参加事業者は、企画提案書提出届（様式第４号）に必要事項を記入のうえ、次の各号に掲げる書類を添付し、所定の期限までにいずれかの鳥取県東部4町の障がい福祉担当部署に提出しなければならない。

（１）企画提案書提出届（様式第４号）

（２）企画提案書類（様式第５～１１号）

（３）その他必要な書類

（提案に関するヒアリング等）

第１２条 鳥取県東部4町は、業務に関する申込者の意欲や理解力及び提案内容をより理解するため、必要に応じてヒアリングを実施する。

２ 鳥取県東部4町は、参加事業者から審査委員会へ、企画提案内容のプレゼンテーションを行う場を設け、提案内容を精査する機会を設けるものとする。

（提案書の審査評価方法）

第１３条 鳥取県東部4町は、プロポーザルによる参加者の特定等を行うため、審査委員会において、提案書及びヒアリング、プレゼンテーションの内容の審査及び評価を行い、当該業務の内容に最も適すると認められる優先交渉権者及び次点交渉権者を選定するものとする。

（審査結果の報告）

第１４条 審査委員会は、審査結果を鳥取県東部4町に報告しなければならない。

（受託候補事業者の決定及び通知）

第１５条 鳥取県東部4町は、前条の報告を受け当該業務の内容に最も適すると認められる優先交渉権者及び次点交渉権者を決定する。

２ 鳥取県東部4町は、選定された事業者に対して、選定された旨の通知をするものとする。

３ 鳥取県東部4町は、選定されなかった事業者に対して、選定されなかった旨の通知をするものとする。

４ 審査結果についての異議申し立て及び問合せには一切応じないものとする。

（プロポーザルにおける提出書類等の瑕疵）

第１６条 審査委員会は、プロポーザルにおいて、参加事業者の提出書類又は内容等に瑕疵があることが判明した場合は、その内容を鳥取県東部4町に報告する。

２ 審査委員会は、前項の瑕疵について、必要に応じて参加事業者に対し、ヒアリングを行うことができるものとする。

３ 鳥取県東部4町は、参加事業者の瑕疵が重大又は悪質であり、プロポーザルの公正性及び公平性を著しく損なう恐れがあると認めた場合は、既に決定した事項を取り消すことができる。

（失格要件）

第１７条 鳥取県東部4町は参加事業者が次に掲げる各号の事由に該当した場合は、プロポーザルへの参加資格及び受託候補事業者としての決定を取り消すことができる。

（１）参加申込書、企画提案書の提出方法、提出先、提出期間等に適合しない場合

（２）提出書類に虚偽の記載があった場合

（３）提出書類に不備があった場合、若しくは指示した事項に違反した場合

（４）プロポーザルへの参加資格要件を満たしていない若しくは満たすことができなくなった場合

（５）プロポーザル関係者と当該プロポーザルに関わる不正な接触の事実が認められた場合

（６）暴力団員による不正な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらと密接な関係を有することが判明した場合

（委託契約）

第１８条 鳥取県東部4町は、優先交渉権者と契約条件等について、業務委託契約締結に向けて協議を行い、合意に至ったとき、鳥取県東部4町それぞれと優先交渉権者との間で個別に業務委託契約を締結する。

２ 業務委託契約の条件等は、仕様書及び提案書の内容を基本とする。

３ 業務委託締結後、鳥取県東部4町と受託事業者は、委託業務が円滑に行われるよう誠意を持って業務の履行について協議を行うものとする。

４ 鳥取県東部4町は契約締結後、契約の相手方に提案における失格事項、不正又は虚偽記載等と認められる行為が判明した場合は、契約を解除できるものとする。

（次点交渉権者の繰上げ）

第１９条 鳥取県東部4町は、優先交渉権者が委託契約を締結又は履行することができない何らかの事由が生じた場合は、第１５条の規定による選定において次点となった事業者と、当該業務委託について交渉を行うことができるものとする。

（契約保証金）

第２０条　受託候補事業者は、契約締結時までに契約保証金を鳥取県東部4町それぞれへ納付しなければならないものとする。

２　契約保証金の金額及び契約保証金の免除等に関する取り扱いは各町の財務規則に則るものとする。

（プロポーザル選定結果の公表）

第２１条 鳥取県東部4町は、プロポーザル選定結果について、選定後、鳥取県東部4町の各ホームページにおいて選定結果の概要を掲載し公表するものとする。

２ 公表する選定結果の概要については次に掲げる事項とする。

（１） 業務委託名

（２） 業務委託期間

（３） 審査委員会の開催経過

（４） 審査結果

（事務局）

第２２条 プロポーザルによる選定実施に関する庶務を処理するために、事務局を東部４町事務局内に設置する。

（その他）

第２３条 この要綱の実施に関し必要な事項は、鳥取県東部4町の協議により別に定めるものとする。

付 則

（施行期間）

１ この要綱は令和５年９月２０日から施行する。

（要綱の廃止）

２ この要綱は受託候補事業者と当該業務委託契約を締結した日をもって廃止する